

令和4年度裾野市農業委員会12月総会 議事録

1. 開催日時 令和4年12月12日(月) 午後1時30分から午後2時10分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦		
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
		12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

6	杉山 邦利	富岡	勝又 一郎				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

4	勝又 和一	5	柏木 一男
---	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(3) 議第24号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

(4) 議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

(5) 議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和4年度裾野市農業委員会12月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、4番 勝又和一委員、5番 柏木一男委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議長 　ただ今の報第12号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 無し)

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1

(議案朗読により説明)

事務局 　ただ今の報第13号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 無し)

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、議第24号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第24号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 市野哲也委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は、裾野東中学校から北西に約350メートルのところに位置します。申請地は調整区域内の農地です。面積は257㎡で、地目は登記簿、現況ともに畑です。

渡人は、令和2年に相続により取得しましたが、今まで受人が保全管理を行っていました。このたび、隣接地で営農をしている受人と売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は、受人夫婦の2名で行いますが、50年ほどの農業経験があり、経験や技術について問題はありません。

必要な農機具も所有しており、申請地所得後は、野菜の栽培を行っていく計画であるため、営農に問題はないと思われます。

申請地取得後の経営農地は、3,782.26㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、徒歩で30秒程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また、従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、野菜を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長 　ただ今の議第24号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第24号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 1番 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、富岡第二小学校の約850メートル東側に位置しています。
現況は一部畑、ほかは休耕地となっています。
借り人は、中古車の販売などを行う事業者です。現在葛山で事業所を置き、長泉町に店舗を構えておりますが、自動車の保管場所が狭く、トレーラーの運搬による通行にも支障があることから、道路が広く自動車を50台程度保管できる場所を探していました。
貸し人は、平成16年に相続により申請地を取得しており、現在は一部露地野菜を作付けしていますが、それ以外は保安全管理のみとなっています。今回借り人から申請地を使用したい申し出があり、借り人の計画は、自動車販売にあたりネット販売が主流となっていることから、店舗から離れた場所でも支障がなく、貸し人との間で話がまとまったことから、今回の申請に至ったものです。
申請地は、工場や住宅などの宅地、運動場施設に囲まれており、街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。
添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。
申請地は、北と西側は道路、東側は宅地・山林、南側は雑種地に面しています。申請地の残地は貸し人が農地として利用し、境界には見切りが設置される計画となっています。
場内は造成等を行わず、現況のまま使用し、敷地内の雨水は場内で自然浸透させる計画です。その他の給水や排水の利用はありません。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただ今の議第25号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第25号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2
事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議長 続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 申請地は、上ヶ田区集会所の約230メートル北側に位置します。
現況は、畑となっています。
使用借り人は、申請地所有者の娘であり、美容院に美容師として勤務しておりました。しかしながら、勤務先が廃業となり、新たな勤務先も検討いたしましたが、自身での開業する計画を立て、父の土地を借りて建築することになり申請に及びました。
使用貸し人は、娘から開業の旨と申請地の使用について相談があり、了承し使用貸借にて合意ができたことから申請に至ったものです。
申請地は、農地区分は第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。
都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。
申請地の東側は道路、北側は宅地、西側、南側は畑に面しています。
敷地内は採石敷きされ、農地との境にはコンクリートによる見切りが設置されます。また、取水は市の上水道を、雑排水は敷地内に設置される合併処理浄化槽を経由して既設の住宅排水管へ放流されます。
以上のことから、周辺農地への悪影響は特にないかと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 ただ今の議第25号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。
- 眞田孝三委員 申請地東側に市道が1メートルほどあり、現在は申請地と一体で畑に使われている。転用後はどのような利用になるのか。
- 事務局 建設管理課と事前調整したところ、市道部分については市が舗装すること。境界確定はされており、申請地と市道は分けて管理していく。
- 市野哲也委員 転用目的が美容院のため、お客様の駐車場が必要になるかと思われる。駐車区画はどのように配置するのか。また、申請地前の道路はカーブしているため、駐車した車が道路に飛び出していたら危険である。
- 事務局 駐車場は車1台分の区画を想定している。そのため、申請地内で収まる。車が道路に飛び出すことが無いよう、代理人に伝える。
- 大庭清宏委員 申請地には下水道は通っていないのか。
- 事務局 通っていない。

大庭清宏委員 雑排水は合併処理浄化槽を經由して流すとのことだが、農業用水路に影響はないのか。

事務局 水路、排水などについては都市計画法、建築基準法などで確認審査している認識。浄化槽により浄化されたきれいな水が排水されると思うが、農業用水路に排水するときは事前に申請地を管轄する部農会長へ承諾を得るような手続きが取られている。

岡田廣正委員 部農会長には押印をもらっているのか。

事務局 農業委員会では一律に求めているはないが、都市計画の申請などで求められれば添付資料として提出していると思われる。このような案件の場合には部農会長の連絡先について代理人が照会に来る。

議長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第25号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、久根公民館から北東へ約300メートルに位置します。
利用権設定地は2筆で、白地農地です。地目は公簿が田、現況が田及び畑です。
面積は、2筆合計で887㎡です。
貸人は、平成11年に相続し、農地を取得しています。
利用権設定地は、平成24年から農業経営基盤強化促進法第18条により利用権を設定しており、借人は水稻及び野菜の栽培を行ってきました。
その期間が、令和4年12月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借人は、水稻及び野菜の生産を行っています。経営農地は3,708㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。
貸付期間は、10年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、引き続き水稻及び野菜を作付ける予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議長 ただ今の議第26号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

勝又俊博委員 貸人は認定農業者協議会の会長か。

事務局 会長です。

勝又俊博委員 どのような経緯で今まで貸借をしてきたのか。

事務局 貸人及び借人の親の代から貸借が長年されてきたとのこと。それが現在も続いている。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第26号 番号1について、本案を原案のとおり許可する方に賛成の方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2

 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 市野哲也委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、久根公民館から北西へ約50メートルに位置します。
利用権設定地は1筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに畑です。
面積は、1,555㎡です。
貸人は、平成16年に相続し、農地を取得しています。
利用権設定地は、平成17年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定しており、借人は野菜の栽培を行ってきました。
その期間が、令和4年12月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借人は、裾野市中核農業者協議会の会長やふれあい市の直販部会長などの役職経験があり、当市の中心的な農家の1人です。
経営農地は8,699㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。
貸付期間は、3年間で、賃貸借によるものです。10a当たり15,000円となり、1年間で23,325円となります。
耕作管理計画によると、引き続き野菜を作付ける予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

事務局 ただ今の議第26号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

 (質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第26号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和4年度裾野市農業委員会12月総会を閉会します。

令和4年12月12日（会議録署名人）

4番署名人

勝又和一

5番署名人

柏末一男